# 仕 様 書

## Ⅰ　工事概要

1　工事件名：真和志高校陶芸・クラフト教室他空調機更新工事

2　履行場所：那覇市

3　工　　期　：契約締結日の翌日から105日間「令和9年3月31日を超えない期間」

4　工事内容

以下の棟の空調機器近畿設置及び更新工事を行う。

(1) 芸術棟　1F　陶芸教室及びクラフト教室の空調機新規設置工事

(2) 普通教室棟　4F　402教室及び4F405教室個別クーラーの空調機器更新

(3) 管理棟　1F　校長室・図書館及び　3F　310教室の空調機更新

## Ⅱ　工事仕様

1　適用範囲

本仕様書は、真和志高校陶芸・クラフト教室他空調機更新工事に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他は、全て本仕様書による。記載されていない事項については、監督員と協議し決定する。

2　一般事項

受注者は、設計図書（本仕様書、別冊の図面、参考数量書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の(ｱ)から(ｳ)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は監督員と協議する。

(ｱ) 本仕様書
(ｲ) 図面(補足写真等を含む)
(ｳ) 数量書

3　その他事項

(1)既設空調機の撤去を含む（フロン破壊処理証明書・マニフェスト提出など）。
(2)空調更新にあたり必要な電源工事も本工事に含む（既設流用可能なものを除く）。
(3)必要とされる消耗品、資材等及びその他通常必要と認められるものの施工及び費用については本工事に含むものとする。
(4)本工事で発生する廃棄物等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適切に処理すること。
(5)事務室内に空調一括管理コントローラーがあるため、更新機器が管理できるための措置を行うこと。その際、空調機器保守点検業務委託業者と連携・調整を行うこと。

4　事前調整

工事の着手前に学校関係者と充分に調整を行うこと。

5　作業の安全

校内作業の安全の確保のため本工事の実施にあたっては、現場代理人の指揮のもと安全を確認しながら作業を行なうものとし、現場内の整理整頓に努めなければならない。
また、本工事と関連しない場所へ立ち入り及び関係者以外の立ち入り制限を徹底する。

6　光熱水費

本工事に必要な光熱水費は請負者で負担すること。ただし、校内の電気設備や給排水設備を利用する必要がある場合においては、この限りではない。

7　引渡し期日

本工事の引渡し期日は、工事完了後の工事検査に合格したときとする。

8　実施時間

本工事の実施は祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時00分までとするが、時間外及び休日に実施する場合は事前に監督員と協議する。

9 提出書類

(1) 現場代理人等通知書

(2) 経歴書

(3) 主任技術者の資格者証の写し
実務経験証明書(主任技術者の資格者証の写しがない場合に提出)

(4) 工程表

(5) 着手届

(6) 材料承諾願(別添参考様式)
※ 使用する資機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、資機材の発注前に監督職員に提出して承諾を得ること。

(7) 工事報告書(工事前・完成写真、試験結果報告書、試運転結果報告書、保証書、完成図、取扱説明書等)工事報告書の内容は見積依頼業者と要調整

(8) 完成通知書

(9) 引渡書

(10) 請求書

(11) その他(フロン類「充填証明書」又は「回収証明書」及び「再生証明書」又は「破壊証明書」)

## Ⅲ 試験及び検査

1 試験及び試運転調整

本工事施工にあたり、法令等に基づく各種試験(水圧試験、機密試験・絶縁抵抗測定等)を行う必要がある場合は試験成績書を工事報告書に添付すること。また、運転が必要な場合はその結果を工事報告書に添付すること。

2 費用の負担

試験、試運転及び検査の諸費用は全て請負者の負担とする。

3 工事報告書の提出

工事の完成時に工事報告書を1部作成し提出する。

## Ⅳ その他

1 請負代金額の変更

本工事の請負代金額の変更協議をする場合の変更工事請負代金額の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額に乗じた額で行う。

2 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

3 建設業退職金共済制度や、建設労災補償共済等

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出すること。

4 建設リサイクル法等

特定建設資材廃棄物や建設発生土について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう建設リサイクル法等を遵守すること。